

令和 4 年度第 3 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

日時：令和 5 年 2 月 2 7 日（月）午後 7 時 3 0 分

場所：市役所庁舎 1 0 階 第 5 会議室 A

□会議次第

1. 開会

2. 会議

- (1) 令和 4 年度第 2 回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 令和 5 年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業について
- (3) 次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要について
- (4) その他

3. 閉会

□配布資料

- ・資料 1 令和 4 年度 第 2 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録
- ・資料 2 令和 5 年度障害福祉予算案の概要
- ・資料 3 令和 5 年度障害福祉予算案の概要（詳細版）
- ・資料 4 次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要

□出席委員（9 名）

細川吉博委員、畑中三岐子委員、田中利和委員、藤川香奈子委員、藤森誠専門委員、
眞田清専門委員、津田俊彦専門委員、中山典子専門委員、坂村堅二専門委員

□欠席委員（0 名）

□事務局

障害福祉課

家内郁子課長、金田知砂課長補佐、藤原諭障害福祉係長、平野和也主任

子育て支援課

廣瀬名奈恵課長補佐、林健太郎子育て支援係長

【1. 開会】

事務局

本日はお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。令和4年度第3回障害者支援部会の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症予防の対策としまして、会議時間の短縮に取り組んでまいりますのでご協力よろしくお願い致します。障害者支援部会の委員は4名。専門委員が5名でございます。それでは、ただいまから令和4年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。本日は、障害者支援部会委員9人中全員の出席を頂いており、本日の会議は成立しております。

本日の議題についてであります。お配りしております会議次第のとおり3つを予定しております。では、本日使用致します資料について4点確認させていただきます。事前に郵送させて頂いております資料1 令和4年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録、続きまして資料2 令和5年度障害福祉予算の概要、資料3 令和5年度障害福祉予算の概要 詳細版、資料4 次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要、以上であります。

それでは、この後の議事につきましては、部会長に進めて頂きます。細川部会長、よろしくお願い致します。

【2. 会議】

(1) 令和4年度 第2回障害者支援部会会議録確認

部会長

ご紹介頂きました障害者支援部会会長の細川でございます。それでは始めに、議題(1) 議事録の確認でございますが、前回の会議の会議録をご確認頂きたいと思っております。なお、この会議録はこの場でご確認頂いた後、市のホームページにて公開される予定になっております。会議録につきまして、皆様方から訂正箇所、またご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。

委員

ひとつ、いいですか。記録で細かいところですけども、どの委員がどの発言をしたかというところが、見ている方が分からないと思うんですけども、名前が出ていないというのは、何か理由があるのかなと思ってご質問します。

事務局

はい。事務局として回答させていただきます。ホームページに公開をするということもございませぬので、会議自体は報道も入っております。公表の会議とはしているのですけれども、ホームページに載せることを配慮致しまして、ご氏名というところだけ削除させて頂いているところでございます。以上です。

委員

どの委員がどの立場でどういう発言しているのかというのは、結構大事なのかなと思っていますので、他の部会とも兼ね合いがあると思いますので、ご検討頂ければ良いのかなと勝手に思っています。以上です。

部会長

ホームページに載るのには、個人名は載せない方が良いというのはご理解頂くわけですね。

委員

いや。名簿は出ているわけで、どの委員がどの立場で出ているというのはみなさん分かるわけで、その発言も紐づかないと健全でないのかなと、僕は思います。

部会長

これは多分、この部会だけの問題ではなくて、市の他の色々な委員会も全部同じだと思いますので。そこのところは個人の発言が、その要旨を後で、個人の責任に問われるということは本来あるべきではないと僕自身は思うのですけれども。どうでしょうね、そのへん。みなさん、他の方、どう思われますか。

委員

よろしいですか。僕は、前回の会議で何度か発言させて頂いて載っているのですけれども。僕は、精神保健福祉士協会という立場で参加させて頂いているので、僕個人的には載っても全く構わないのですけれども。背景があって看板を背負っていると言ったらおかしいのですけれども、そういう立場で発言をしているつもりですので、載ることに一切、僕は構わないです。

部会長

それでは、そういうご意見もあったということで。これ帯広市全体の話にも関わることだと思いますので、それがすぐこう変わるかどうかはまた別だとは思いますが。そういう考え方で、捉え方でよろしいでしょうか。

委員

はい。お願いします。

部会長

他に何かご意見、ございますか。ご意見ございますか。よろしいでしょうか。なければ、このような形で一応、先ほどのお話につきましては、ご承認頂いた形で確認させて頂きました。

では本件につきましては資料1のとおり確認されましたので、このとおり公開させて頂きます。

(2) 令和5年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業について

部会長

続きまして、議題(2) 令和5年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業について議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

それでは令和5年度障害福祉予算の概要につきまして、資料2の令和5年度障害福祉予算案の概要、資料3の令和5年度予算案の概要、詳細版に基づいてご説明致します。始めに資料2をご覧願います。令和5年度の障害福祉関係予算につきましては、1番上の表のところですが、74億6,514万2千円で、民生費の総額329億7,924万円の22.63%を占めてございます。前年度当初予算額が75億4,275万5千円に対しまして、4,213万3千円の減となっております。

続きまして、詳細版の資料3をご覧願います。こちらの資料ですが、番号の横に並んで事業名がございまして、令和5年度の予算額、そして令和4年度の当初予算からの増減についてを右側に上向き、下向き、横向きの矢印で記載しております。その下に事業の目的ですとか各事業名を記載している資料となっております。それでは内容につきまして、前年度対比で増減のある事業など、簡単にかいつまんでご説明させていただきます。1番の障害者理解促進事業につきましては、ヘルプマークの配布や普及啓発、手話の出前講座や市民フォーラムの開催などによりまして、障害者の理解促進を引き続き実施してまいります。令和5年度は市民活動プラザ六中の光熱水費の増加を見込む他、破損した一部設備に対しての修繕が必要となることから令和4年度に比べ、79万3千円の増を見込んでおります。次に3番の地域生活支援拠点等整備推進事業につきましては、市内の指定一般相談支援事業所への委託により、障害者等の相談に応じ、情報提供及び助言、その他、障害福祉サービスの利用支援を行う他、緊急時の受け入れ体制を整備するなど、地域生活支援拠点の面的な整備を進めてまいります。令和5年度につきましては、計画策定に伴う自立支援協議会の開催回数の増、社会福祉士の労働単価の見直しに伴う相談支援委託料の増が見込まれまして、令和4年度と比べて61万6千円の増を見込んでおります。次に4番の障害者コミュニケーション支援事業につきましては、手話言語条例に定める施策として、手話通訳者派遣事業等により、聴覚障害者の意思疎通を支援し、自立や社会参加の促進を図る他、奉仕員の養成のための講座を引き続き開催してまいります。令和5年度の近年増加傾向にあります通訳者派遣実績に基づきまして、42万3千円の増を見込んでおります。次に真ん中の枠のところですが、7番の障害者自立支援給付事業につきましては、障害のある人が自立した日常生活を営むために必要な障害福祉サービスの提供を行ってまいります。令和4年度までの実績に基づきまして、サービス利用者数の伸びを考慮し、2億2,766万6千円の増を見込んでおります。次に8番の障害者医療給付事業につきましては、更生医療や育成医療、療養介護、重度医療の助成や公費負担によって医療費の軽減を図るものになります。令和4年度までの実績に基づきまして、1,208万5千円の減を見込んでおります。次に1番右側の列になりますが、13番の障害者就労促進事業につきましては、障害者への就労支援の他、福祉的就労事業所や企業への就労定着にかかる相談、啓発及び研修事業を委託で実施しております。障害者雇用の促進や、事業所の質の向上を今後図ってまいります。また、市役所職場への体験実習を実施し、障害のある人の一

般就労への意欲向上に努めてまいります。令和5年度につきましては、令和4年7月より実施しております企業における障害者雇用への不安解消や、理解促進のための事業を年度当初より実施することと致しましたことから、令和4年度当初予算に対しまして250万の増となる見込みです。次に子育て支援課事業費です。1番、介護給付・地域生活支援事業につきましては、心身障害児へのデイサービス等の提供により、心身機能の維持向上や家庭の不安、負担軽減を図ります。令和4年度の利用実績よりもサービス利用者の減少が見込まれるため、2億3,273万9千円の減としております。最後に1番右下のところですが、地域福祉課事業費の成年後見制度利用支援事業につきましては、令和4年度予算に対しまして利用者数の増加が見込まれるため100万9千円の増としております。予算の説明につきましては以上でございます。

部会長

ただいまのご説明につきまして、なにか皆様方からご質問、ご意見等はございますか。いかがでしょうか。はい、どうぞ。お願いします。

委員

いいですか、ごめんなさい。うちの娘、自閉症で障害があるのですけれども。9番の補装具給付事業、これ減額となっているのですけれども。3年ぐらい前の話ですけれども、うちの娘、車をワゴン車に乗り換えたのですけれども、もう動いて動いてどうしようもなく、シートベルトも全然効かないので、座位を保持できるベルトというか、そういうのがあったので買おうかなと。5万ぐらいするのですけれども。それは補装具補助になるのですけれども、療育手帳じゃ出せませんよと、相談したらダメだったのですよね。何というのですかね。療育手帳だけ、他の市町村だと、療育手帳でも出しといてくれますよというところもあるみたいなので。その制度はあるけれども、ちょっとした差でももらえないというのはいちとしてもらったくないなとか、本当は支援欲しい人がいるのだけれども、ちょっとしたズレでももらえないというのは、不憫だなというところもあったので、その辺ご検討頂ければなど。だから、お金欲しいって言っているわけじゃないのですけれども。そういうことはおそらく他の事業でも制度でもあるのだろうと思いますので、その辺柔軟に対応できていたらいいのかなと感じましたので、お話してみました。

部会長

制度の建て付けが厳しいというご意見ですね。

委員

そうですね。厳しいのか、もうちょっと柔軟に対応できるものなのか、その辺は市役所の方も色々あるので一概に、はいとは言えないと思うのですけれども。受ける側としては、もうちょっと柔軟にしてよと思っちゃったなという話です。

特に体は悪くないのですけれども、建て付けとしては身体の人じゃないと貰えない。貰えない。だけどうちの娘も自閉症で、療育手帳はあるけれども、そのサービスは使いたいけれども、身体だから、療育だから、精神手帳だから、なのになんでこっちのサービスは使えないのかなというのがすごく残念だなという。

委員

この意見は、障害種別で補装具を出す・出さないを決めている限りそこから抜けられないので、実際に車に乗った時に不便・不都合があるということからやらないと、出ないと言って困る親御さんがいるということ、だと思います。

部会長

何か事務局からございますか。

事務局

ご意見ありがとうございます。補装具につきましては、国費ですとか道費も入っておりますので、市町村独自の基準とするのが難しいという事情もございます。ですが、今言ったお声などはお伺いしながら、他市の状況なども確認して、できることにはなりますけれども、現在は国の基準に照らしながら実施しているところですので、ご理解頂ければと思います。ただ、そういったお声も伺うことは私達本当に重要かと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願い致します。

部会長

他にいかがでしょうか。

私からひとつあれですけれども。この2番目の障害者虐待防止事業というのが、今色々道内でも稚内とか色々な所であり、私も色々な施設とかあるものですから、日頃こういうところはどうしても関心とか心痛めるところでもあるわけですけれども。そういう事例があると。防止事業、実質的には3万7千円ということではほとんど増減なしみたいな形になっておりますけれども。近年のそういう事例を取り上げた上で、今回の予算ではないのですけれども。この辺のところどういうふうに関心になっていくのか、もしよろしければお聞かせ願えればありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

事務局

はい、ありがとうございます。こちらの予算につきましては、研修会参加などができますように旅費を計上しているもの。あとはいくつか障害者虐待防止ネットワーク会議という会議も設置しております。その開催にかかる通信・運搬費などを計上しているものです。金額自体は少ないのですけれども、障害者虐待防止センターというものを障害福祉課内に設置しております。日頃から通報・相談の受付、そして事実確認・調査、コア会議など、事務的にはかなりの量を割いている事業でございます。ちょうど明日ですけれども、この虐待防止ネットワーク会議を開催予定になっておりまして、虐待の市の通報件数ですとか、対応の内容、あとは私どもの取り組みについて報告する予定になっております。今年度につきましては、色々なニュースをみなさんご覧になっているかなと思いますけれども、帯広市地域自立支援協議会というものを設置していて、毎月、地域生活支援会議という会議も開いております。テーマを設定して色々な協議・ワークショップ・意見交換などを行っているのですが、この虐待に関しては12月と1月、2ヶ月連続でテーマを設けて、12月には意見交換、そして1月には虐待防止の研修として虐待防止法の

内容ですとか、市で受けた相談内容などについて研修を行ったところです。明日また、会議で色々なみなさんの意見を聞きながら、私どもの今後の取り組みについてはしっかり検討していきたいと考えているところです。以上です。

部会長

ありがとうございます。何か皆様方から。

副部会長

今、お話あったように、私も虐待防止事業っていうのが3万7千円で横ばいっていうのはあれって、あまり力入れてらっしゃらないのかなっていう感じがしたのです。今、事務局からご説明頂いて、予算と関係なく一生懸命やって頂いているという事が分かったのですが、こういう事もお示し頂ければ、ああなるほどな、と思うのですが。たださらっと流れると、ああ予算付けてないということは、あまり一生懸命ここには力入れてらっしゃらないのかなと思ってしまいますので、そういうご説明も入れて頂ければと思います。ありがとうございました。

事務局

ご意見ありがとうございます。

部会長

他に、いかがでしょうか。皆様、この機会ですから。何かご意見ございますか。

委員

いいですか。虐待防止法、病院だとか学校が含まれてなかった制度だったと思うのですけれども。その辺帯広市として、今ニュースになっているのが精神病院だとか、入所施設というところが多いと思うのですけれども。虐待防止法の網にかかってない部分はどうか対応していけばいいのかなという、何かお考えありますか。

事務局

相談ですとか通報が寄せられた際には、所管する部署ですとか、所轄の機関と連携を取りながら対応することになるかと思えます。精神保健福祉法の改正がこの度ございまして、通報の窓口は都道府県として、義務づけられる予定ということでは把握しております。

部会長

よろしいでしょうか。

虐待の問題は色々ありまして、昨年まで釧路方面の公安委員やっていたものですから。その時に色々警察と家庭に入るとか色々な施設に入る時、警察も色々問題、苦心しているところでありまして。どういう形で入っていったらいいのかという事。すぐ警察が入るというものでもないし。多分そういった意味では、行政の方々も最初入ったりして、結構ご苦労しながら最後の最後に警察が入るとか、警察に相談する形ですよね。これはね。ですから、そういった意味では色々

初期動作、初期作動っていうか、初期の段階でかなりご苦労されているのではないかなと思います。その辺、ぜひ今後とも続けていって頂ければありがたいと思います。他によろしいでしょうか。なければ、本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

(3) 次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要について

部会長

続きまして、議題(3)次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要について議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

資料4のご説明をさせていただきます。事前にお配りしておりましたので、主に太字・下線部をかいつまんで、お話をさせていただきます。来年度、令和5年度につきましては、現在の帯広市障害者計画と帯広市障害福祉計画が、計画の最終年度を迎えることとなります。このため令和6年度からの計画策定に向けて、来年度、令和5年度は作業を進めていくと考えているところであります。

始めに計画の策定の目的ですけれども、そもそも障害の計画2つございまして、非常に似ているというややこしい部分もあるかもしれないのですが、その目的は分かれてございます。障害者計画につきましては、共生社会の実現を目指して障害のある人の施策を推進するために策定するものとされておりまして、一方で、帯広市障害福祉計画につきましては、障害福祉のサービス量ですとか、障害児の通所支援・相談支援・地域生活支援事業などのサービス量を見込んで、提供体制の確保の方策を示すものとされてございます。そもそもこれ、計画の法的根拠が異なっております。障害者計画については障害者基本法とされておりまして、帯広市の中でもこの障害者計画というものは、障害者福祉に関する分野計画として、まちづくり全体の総合計画の次に来るような位置付けとなっております。一方で帯広市障害福祉計画につきましては、障害者総合支援法というものを根拠としてございまして、こちらは障害児も含んで児童福祉法も根拠としてございまして、障害者計画の推進をするという部分で位置付けているところでございます。

計画の期間でございますけれども次期計画の期間につきましては、現在のところ令和6年度から令和11年度までの6年間という期間を見込んでございます。ただし、これまで3年ごとにサービスの見込み量の変更を行ってきてございまして、今回につきましても中間年である令和8年度に見直しを行うという想定で考えてございます。このあたりの考え方について、これからご説明をさせていただきます。計画策定の進め方というところでございますけれども、現在国におきまして第5次障害者基本計画、現在パブリックコメントを実施していて、令和5年4月1日から計画が始まるというものを策定しているところであります。また、障害福祉計画にかかる基本指針、こちらに関しましても現在策定しておりまして。こういった国の動きを参考としつつ、これまでの計画の取り組み・課題などを踏まえながら、また地域のニーズもしっかりと把握して、協議会と致しましては帯広市地域自立支援協議会やこちらの健康生活支援審議会、また市議会・厚生委員会での議論を通じて、策定を行うというところでございます。なお、両計画の計画期間、議論の進め方につきましては以下の点を踏まえて計画期間を合わせることはもとより、今後につきましては統合するというのも前提に一体的に議論を進めていくということで、現在のところ考えているところであります。まず1つ目ですけれどもその根拠と致しましては、障害福祉計画

の計画期間というのはこれまで3年を一期として作成すると国によってなされておりました。しかしながら現在議論が進められております基本指針におきましては、3年を一期としつつも柔軟な期間設定を可能とするとされてございます。これは3年というスパンで計画を作成しても、なかなかその振り返りをする時間がないですとか、そういった課題が国の方でも議論されてございまして、そこについてはしっかりと報酬改定とか制度改正の影響を踏まえるものであれば、柔軟な期間設定を可能にするとされているものでございます。また2点目ですが帯広市の障害者計画、こちらは10年計画、第2期は10年の計画となっております。右の計画期間をご覧頂くとお分かり頂けると思いますが、この現在の第3期障害者計画を令和2年度に策定する時点で、まずは第6期障害福祉計画の3年の終了年度と合わせようということを考えて4年という計画にしてございました。この時点ですでに障害福祉計画というものは、もともとその地域で必要とされるサービス量を見込むだけではなくて、それを提供する為の方策というものも定めているのですけれども。こちらは障害者計画にも施策という考え方がございまして、これは理念をすごく共有するものということがございましたので、今回は障害者計画と障害福祉計画の統合という部分、計画期間を合わせるだけではなくて統合するというところを含めて考えているところでございます。計画策定の考え方については以上となります。

続きまして裏面をご覧ください。こちらは今後の策定に向けたスケジュールをお示ししてございます。一番左端の列に時期、その隣に市民・関係団体、そしてこちらの審議会の部会でございます障害者支援部会、最後に一番右端は議会という流れになってございます。市民関係団体というところで行きますと、この中で白丸の部分になりますけれども現在市民のアンケートを実施致しまして、そちらの集計・分析を行っているところでございます。その後5月6月頃を予定して市民の意見交換会ですとか、当事者団体の意見聴取というところを考えてございます。一方で並行して、来年度当初以降ですね。帯広市の地域自立支援協議会におきましても、障害者の就労サービス事業所ですとか、関係機関が集まる大きなこちら組織になりますけれども、この中で、計画の中身について揉んでいくということで考えてございまして、構成と致しましては市民の意見を踏まえつつ、地域自立支援協議会の中で原々案といった形で計画の中身を作りこみ、そして障害者支援部会の中で皆様にお諮りさせて頂いて、最後に市議会・厚生委員会で報告するという流れがおおまかな流れとなっております。障害者支援部会につきましては、8月に計画の骨子案という形でお示しさせて頂くのと11月に計画原案、2月に計画案、パブリックコメントも含めた計画案という形で3回に渡って議論させて頂く予定でございます。一応この後、この他決算時期予算時期につきましては、同様にまた審議会をこの部会を開かせて頂く想定でありますので、来年度は少し回数が多くなるのですけれども、計画の策定年度ということで計5回程度の開催を予定してございます。一年間かけて3月頃に計画を策定するというので、現在スケジュールを見込んでいるところであります。なので、少し皆様にはご負担をおかけするかもしれないのですけれども来年度、より良い計画づくりに向け皆様のご協力をお願い頂ければ幸いです。私からは以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見ございますか。
はい、どうぞ。

委員

僕も正直、障害者計画と障害者福祉計画の違いがよく分かっていなかったのですが、すごくよく分かりました。この障害者計画というのは、共生社会の実現を目指すという事で、障害基本法の理念に沿って進めていくと思うのですが、去年、障害者権利条約の批准の状況について国連からの調査が来られて、大変厳しい意見が日本政府に突きつけられたと聞いています。おそらく今の国の基本計画に沿って進めているだけでは、途中で大きく方針が変わってすごくやり直さなきゃならなくなるのではないかなと思っていて。たぶん、その辺を少し先読みされて、先進的な取り組みといいますか、そういう事をされる時に良い機会なのかなと思って聞いていました。ちょうどこの第三期障害者計画の本来10年であるところを途中で見直しされているので、すごくいいタイミングかなと思って。ぜひお願いしたいなと思ってます。

部会長

よろしいですか。はいどうもありがとうございます。他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。今年度が終わったら、来年度、次年度はちょっと忙しくなるという事で、ぜひ皆様方のご協力お願いできればと思います。よろしければ本件については、以上という形にさせていただきます。

(4) その他

部会長

続きまして、議題(4)その他について議題といたします。特に議題は用意しておりませんが、せっかくのこの様な機会でございます。皆様方から質問また何かご意見があればお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

委員

来月、市議会選挙が行われると思うのですけれども。障害のある方にとっての投票のあり方だとか、立候補する、選挙に出るといふ部分で、帯広市として何かこういう配慮をしていますよだとか、そういうのは帯広市のどこで議論をしているのかとか、活動されているのかというところが、僕、気になっていたものですから。どうなのかなと思って、今聞いてみました。

事務局

選挙に関しましては選挙管理委員会事務局がございまして、こちらに、国ですとか道からも通知は行っておりまして、例えば選挙の投票所を土足で入れるようにしたりといったものもあれば、もちろんルビを振っているというところはございますけれども、実際書く時に介助の方がつくですとか、そういったところについては、国や道の通知に基づいて対応しているということで伺っております。

委員

今、突然言ったからあれですけど、投票しづらいわという意見が上がってきているとか、そういうのはあるのかなと今ふと思って質問したのですけれども、その辺は選挙管理委員会で障害が

ある人にはこういう配慮が必要だよねという感じの議論は行われているものなのではないでしょうか。どうなのではないでしょうか。

事務局

そのはずですよといったらあれなのですけれども。基本的には障害者の施策で、例えば生涯学習分野だったら、きちっと生涯学習分野でもそこは議論されるべきであると考えておりますし。我々は統括的な部分はあるかもしれないのですけれども、そこは各部にきちっとそういう配慮を持ってもらうように、こちらからもそこは念押しをして伝えていきたいなと思ってございます。ありがとうございました。

副部会長

はい、いいですか。ただいまのご質問に関してなんですが、私は知的障害の親の会から来ておりますが、私どもの子供達の中にはお話しがうまくできなかつたりだとか、場面が変わるとそこでうまく対応ができない子供がたくさんいるのです。そういうことに関して今特に札幌では、選挙に行くために私達の子供達にこういう支援をして頂きたいというお願いを育成会で行っております。私も帯広市さんにそういうお願いをこれからしていかなければ、今年は統一選挙の年でもありますので、していきたいなとは思っております。選挙管理委員会でもそういうご配慮はもちろんしてくださっているとは思いますが、各地区の中で温度差があるとか、基本的にはそういう配慮をしますよというのですが、実際親切にしてもらえるところとあまりよく分かっていないところがあるというお話も聞いているので、そういう部分で障害福祉課からぜひそういうご配慮をお願いしたいということをお願いして頂きたいなと思っております。よろしくお願い致します。

事務局

はい。ご意見ありがとうございます。今の選挙のことなんかでいきますと、障害者差別解消法の合理的配慮についての周知ということだと思います。基本的には所管の課が行なうところでしょうかと検討して頂きたいと思っておりますが、合理的配慮の必要性ですとか、そういったところの働きかけというのは、私達市民福祉部として重要なところだと思っておりますので、今後も連携取りながらきちんと考え方ですとかを伝えていけるように取り組んでまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

部会長

他によろしいでしょうか。よろしいですか。無ければ、本日の全ての議題をこれで終わらせて頂きます。それでは以上を持ちまして、本日の障害者支援部会を閉会とさせていただきます。次回の部会につきましては、日程が決まりましたら、部会長より、事務局というか、ご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。

事務局

はい、ございません。

【3. 閉会】

部会長

他になければ、以上で本日の全ての議題を終わりとさせていただきます。それでは以上を持ちまして、本日の障害者支援部会を閉会と致します。次回の部会につきましては、日程が決まりましたらご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。本日はどうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。